HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.11

隼あすか法律事務所ニュースレター第 11 号　July 2014

CONTENTS

- P.1…結合商標の類否判断－特許庁と知財高裁の判断の異同－
- P.5…アルゼンチン国債に関する米国での訴訟と最近の動向
- P.10…日本の輸出規制～外為法の観点から～
- P.14…財産が少ないほど揉める相続問題

結合商標の類否判断　－特許庁と知財高裁の判断の異同－

弁護士　金子典正・石田晃士

商標の登録を求めて特許庁へ登録出願をした場合、出願した商標（本願商標）が、既に商標登録されている他の商標（引用商標）に類似するとして、特許庁により登録が拒絶される場合があります。この場合、特許庁の決定に不服がある場合には、出願人は特許庁の決定の取消しを求めて知的財産高等裁判所（知財高裁）に対して訴え（審決取消訴訟）を提起することができます。
この点、近年の審決取消訴訟において、特許庁の決定が取り消された事案（特許庁の判断と知財高裁の判断が分かれた事案）の多くは、結合商標の類否の判断に関するものです。
そこで、今回は、結合商標の類否について一般的な考え方をご説明したうえで、特許庁と知財高裁の判断が分かれた事案をご紹介します。

1　結合商標とその類否の判断

結合商標とは、2以上の文字、図形、又は記号の組み合わせからなる商標、あるいは2以上の語

を組み合わせてなる文字商標をいいます。

一般的に、商標の類否を判断する場合、その全体を観察し、商標を構成する文字等の外観、称呼又は観念を比較することによって判断をするのが原則とされており、この方法は結合商標の類否を判断する場合も同様です。但し、結合商標の場合、2以上の文字等が結合されているため、結合商標が全体として常に一体不可分にのみ機能するとは限らず、その結合状態によっては、例外的に、結合商標のうち、その要部（識別力の源泉となっている部分）のみが抽出され、比較の対象とされる場合があります。

この点、商標の構成部分の一部のみを抽出すべきか否かは、商標の結合状態などに応じて判断されますが、以下では、①「商品・役務」と特定の文字等から構成される結合商標（「商品・役務＋●●型」）と、②「周知商標」と特定の文字等から構成される結合商標（「周知商標＋●●型」）のケースを対象に、具体的事例における判断方法を見ていきたいと思います。

2 事例紹介

(1) 「商品・役務＋●●型」

知財高判平成21年4月27日・判タ1328号223頁

事案の概要

本件商標の商標権者である原告が、本件商標登録が商標法4条1項11号に該当するとして被告から請求された無効審判において、特許庁から、本件商標登録を無効とする審決を受けたことから、その無効審決の取消訴訟を提起した事案。

本願商標	引用商標	結論	理由の要旨
ラブコスメ（標準文字）		請求認容（非類似）	・本願商標の称呼は、「ラブコスメ」として一連一体に認識されるところ、引用商標は「ラブ」であり、類似しない。 ・本件商標からは、「愛情・愛に関連する化粧品」などの観念を生ずる余地は否定できないものの、多様な観念を生ずる可能性があり、本件商標と本件各引用商標は、観念におい

			て、必ずしも類似するとはいえない。等

知財高判平成23年10月11日・判タ1381号202頁

事案の概要

原告が本願商標に係る商標登録出願に対する拒絶査定を不服として審判請求したが、特許庁から請求不成立（類似）の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案。

本願商標	引用商標	結論	理由の要旨
炭都饅頭	TANTO タ ン ト	請求認容 （非類似）	・本願商標は江戸文字で「炭都饅頭」とまとまりよく記してなる外観を有し、欧文字及び片仮名による横 2 段書きの引用商標と外観が大きく異なる。 ・本願商標の構成のうち「炭都」の部分が直ちに要部となるとはいえず、生じる称呼が異なる。等

検討

知財高裁は、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶連想等を総合して、当該商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものである（最三小判昭43年2月27日・判タ219号91頁参照）ことを原則とし、結合商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合等を除き、許されない（最二小判平20年9月8日・判タ1280号114頁参照）との観点を判断の軸としているものと考えられます。

⑵「周知商標＋●●型」

知財高判平成23年6月28日・判タ1365号235頁

事案の概要

原告が本願商標に係る商標登録出願に対する拒絶査定を不服として審判請求したが、特許庁から請求不成立（類似）の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案。

本願商標	引用商標	結論	理由の要旨
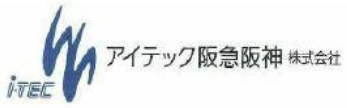		請求認容 （非類似）	・本願商標の要部は「アイテック阪神阪急」の文字部分。 ・「阪急阪神」の文字部分は阪急阪神グループの略称として強い印象を与える。等

知財高判平成23年4月27日・判タ1382号321頁

事案の概要

原告が本願商標に係る商標登録出願に対する拒絶査定を不服として審判請求したが、特許庁から請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案。

本願商標	引用商標	結論	理由の要旨
Gold Loan	CitiGold Loan	請求認容 （非類似）	・引用商標は、「CitiGold Loan」または「CitiGold」と認識される。 ・引用商標は、「CitiGold」と「Loan」の間に1文字分の間隔がある。等

検討

裁判例の中には、上記（1）のように、結合商標中に含まれる周知商標に強い識別力があること（その他の部分は、相対的に識別力が弱いこと）を、結合商標を分離しない理由に挙げるものがあります。他方、特許庁の審決の中には、結合商標中に含まれる周知商標をハウスマーク、その他の部分をペットマークと理解して、結合商標中に含まれる周知商標の識別力が高いことをむしろ、結合商標を分離しうる一つの理由と考えるものもあります。

3 結論

結合商標の類否の判断は、その結合商標の構成、結合状態などに応じて個別事案ごとに判断されることになるため、上記で採り上げた裁判所の判断についても、必ずしも全ての事案に適用さ

れるものではありません。但し、上記のように、結合商標の類否判断において特許庁と知財高裁の判断が分かれる場合があるということは、商標登録出願をするうえで理解しておくべきでしょう。ることができます。

アルゼンチン国債に関する米国での訴訟と最近の動向　　弁護士　吉田美菜子

以下は、アルゼンチンが 2014 年 6 月 25 日に朝日新聞に出した意見広告からの引用です。

「アルゼンチンは債務返済を継続したいが、継続させてもらえない

～中略～

我が国は少数の貪欲な投機家グループのせいで過去、現在、そして将来もアルゼンチン国民を苦しめ続けるこの長く困難な紛争の解決に向け、公正でバランスのとれた交渉条件を推進する司法判断を期待します。」

アルゼンチンは、2001 年にデフォルト（債務不履行）した同国発行の国債につき、債務再編を拒否した投資家との間で、何年もの間アメリカの裁判所において壮絶な戦いを繰り広げています。同国は、同じような意見広告をファイナンシャルタイムスなど欧米主要紙に掲載し、国際世論を味方につけようと必死です。その理由は、アルゼンチンから見れば「貪欲な投機家グループ」である原告ら（NML Capital Ltd.などのヘッジファンド）に対する債務の支払をせずに債務再編に応じた国債保有者への支払をすることを禁じた米国連邦地方裁判所グリーサ判事のアルゼンチンに対する命令が、2014 年 6 月 16 日、アルゼンチンの連邦最高裁判所への上告受理の申立が却下されたことで、効力を生じたからです。

本稿ではその概要を簡単にお伝えし解説するとともに、今後の影響の分析を試みるものです。

1．事案の概要と解説

(1)　2001 年のデフォルト、その後の債務再編(2005 年・2010 年)

アルゼンチンは、財政破綻に陥り、2001 年末対外債務の支払い停止を宣言して、本件で問題となっている国債（1994 年から順次発行）を含む対外債務総額 800 億ドルのデフォルト（債務不履行）に陥りました[1]。

アルゼンチンは、2005 年と 2010 年の 2 度に亘り、デフォルトした国債（「原債券」といいます。）の保有者に対して、条件を大幅に切り下げた債券（額面額は原債券の3割未満。「新債券」といいま

[1] *NML Capital Ltd. v. Republic of Argentina*, 699 F.3d 246 (2nd Cir 2012) p. 252

す。)と交換する提案をしました。新債券の目論見書(投資家への勧誘文書)においては「交換に応じないリスク」として、「原債券は永久にデフォルトのままかもしれず」「アルゼンチンは(原債券に基づく)債権回収の試みには反対するつもりである」と記載されていたほか、アルゼンチン政府は原債券の支払をする意向がないこと繰り返し述べ、さらに 2005 年通称 Lock Law と呼ばれる法律がアルゼンチン国内で制定され、政府が交換に応じない債権者に対し、支払をしたり和解交渉に入ったりすることは(アルゼンチンでは)違法であると定められました。この結果、最終的には原債券保有者のうち 91%を超える債権者がこれに応じ、アルゼンチンは新債券の保有者に対しては支払を開始する一方で、この提案を不服として交換に応じず、原債券を保有し続けている債権者(”holdout”と呼ばれています。)に対しては、一切支払いをしていません[2]。

(2) ホールドアウト債権者の一部による米国での訴訟と債権回収の試み

行き詰った国債への投資を積極的に行うヘッジファンド NML Capital Ltd.を含む原告らは、原債券全額及び未払い利息の支払いを求めて、2009 年以降ニューヨーク州の連邦地方裁判所に提訴し、11 個の訴えすべてにつき勝訴判決を得ました[3]。原告らの債権額は元利(判決直前までの利息)含め約 13.3 億ドルでした[4]。

問題はその執行方法です。アルゼンチンがホールドアウト債権者には支払いを一切しないと繰り返し公言している以上、任意の支払は期待できません。他方、国の資産に対する強制執行(特定の財産を差押さえて競売・換価し、債権の満足を得る方法)は困難を伴います。国際法上、国は他の国の裁判権から免除されるのが原則で、例外的場合に限って裁判権の行使が可能という考え方(制限的主権免除)がとられています[5][6]。アメリカの国内法[7]もこれに従っており、差押え可能な範囲は極めて狭く、アルゼンチンの資産は守られているのです。勝訴判決は、強制執行できなければ絵に描いた餅です。現に原告らは、アルゼンチンの世界のあちこちの財産に対して強制執行を試みていますが、なかなか奏功しません。そこで、原告らが考え出したのが、原債券の約定にあるパリパス(*pari passu*)条項を根拠にアルゼンチンに原告らへの支払を強制する方法でした。

(3) 原債券のパリパス条項とその解釈に関する当事者の主張

pari passu とは、ラテン語で「比例的」、「同じペースで」、「優先劣後なし」というような意味です[8]。原債券の契約条項には次のような文言がありました。

「本債券は…、アルゼンチンの直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、本債券相互の間

---

2 同 pp. 252-254
3 573 U.S. 1 (2014)
4 *NML Capital Ltd. v. Republic of Argentina*, 699 F.3d 246 (2nd Cir 2012) p. 252
5 新・裁判実務体系国際民事訴訟法(財産関係法) 青林書院 高桑昭、道垣内正人 pp. 15-16
6 なお、一連の訴訟が NY 裁判所に係属したのは、原債券の契約条項に NY 州裁判所が合意管轄裁判所と定められており、アルゼンチンが主権免除を放棄した場合にあたるため。
7 Foreign Sovereign Immunity Act of 1976 (外国主権免除法)
8 Black's Law Dictionary 7th Edition

において優先権はなくかつ常に同順位である。本債券に基づくアルゼンチンの支払義務は現在及び将来におけるその他のすべての無担保かつ非劣後の対外債務と常に少なくとも同順位である。」[9]

原告らは、この条項の解釈として、アルゼンチンが同順位の他の債権者（新債券の保有者）に支払いをする場合は、原告らにも比例的に支払いをする義務を負っていると主張しました（「事実上の劣後（*de facto* subordination）からの保護」）。一方のアルゼンチンは、この条項は一般的な条項(boiler-plate 条項)であり、ソブリン債の文脈では「法的な劣後（legal subordination）からの保護」を意味すると広く一般に解されていると主張しました[10]。

(4) 法的劣後からの保護とはなにか（社債と国債の比較）

法的劣後と言われてもわかりにくいので、社債と比較してご説明します。社債と国債は、発行主体が異なる（会社・国）だけで借入金という実態は本来変わらないのですが、デフォルトを起こした場合にとりうる手段が異なります。会社の場合は、最終的には破産して残余財産につき法の定める優先順位に従って配当を行うことにより、強制的・集団的に債務を消してしまうことができます。法的劣後とは、この分配において劣後する、つまり自分より優先する債権者に対する支払いが終わった後でなければ、パイ（残余財産）の分配にあずかれないことを言います。

一方、国は破産できません。そこで、デフォルト時には、（額面額を大幅にカットした）新債券との交換という形をとるとともに、応じない債権者には支払いを停止することで、「任意」の交換に応じるよう債権者を促して債務再編を図るのです。

このような違いに鑑みると、社債の文脈の中ではパリパス条項は「法的劣後からの保護」という意味がわかるのですが、破産があり得ない国債の文脈では果たしてどういう意味なのだということが問題となったのが本件なのです。アルゼンチンの解釈によれば、原告らが新債券保有者と比べて「法的に劣後」しているわけではないので、契約違反はないことになります。一方、原告らの解釈によれば、現実の支払において劣後させれば、契約違反となります。

(5) グリーサ判事によるパリパス条項違反の判断と命令

アルゼンチンのデフォルト後一連の裁判を担当してきたグリーサ判事（連邦地方裁判所ニューヨーク州南部地区）は、2011 年 12 月、パリパス条項の解釈に関し原告らの主張を大筋で認め、アルゼンチンが「①新債券にかかる支払を継続する一方で原債券にかかる支払を拒絶し続けたこと、②Lock Law を制定したこと」により、アルゼンチンが同条項に違反したと確認判決をしました[11]。

---

9 Fiscal Agency Agreement between the Republic of Argentina and Bankers Trust Co. 後記 xvii からの引用

10 *NML Capital Ltd. v. Republic of Argentina*, 699 F.3d 246 (2nd Cir 2012) pp. 258-259

11 同 p. 255

グリーサ判事は、2012 年 2 月原告らの請求に対する救済方法として、パリパス条項に基づく義務の特定履行（specific performance）として「アルゼンチンは新債券にかかる支払をなす場合は、これと同時に又は事前に、原債券にかかる支払を比例的に(”ratable payment”)行わなければならない」とアルゼンチンに命じ[12]、さらに比例的支払いの意味を明確化すべきとの連邦高裁の指示に応えて、2012 年 11 月 21 日、「新債券の支払期限（2012 年 12 月）において、アルゼンチンは原告らに対する原債券の元本及び利息の全額を支払わなければならず、原告らに対する支払なしに新債券にかかる債務の支払いをしてはならない」と命じました[13]（「本件命令」といいます。）。

アルゼンチンの控訴に対し、連邦高裁は、原審の解釈を支持したうえで本件ではいずれの解釈をとったとしてもアルゼンチンにパリパス条項の違反があることは明らか[14]とし、さらに原審がこのような命令をしたことについて裁量の濫用はないとして[15]、グリーサ判事の判断を2度に亘り支持しました。

(6) 前門の虎、後門の狼 アルゼンチンの苦悩

アルゼンチンの上告受理の申し立てが 2014 年 6 月 16 日、連邦最高裁に却下されたことに伴い、本件命令が効力を生じました（一部メディアでは連邦最高裁が命令を出したかのように報道されていますが、それは不正確であり、連邦最高裁は判断すらしていません。）。

アルゼンチンは、本年 6 月 30 日の支払期限において、新債券にかかる支払をなすためには原告らに対する支払を合わせてしなければならず、原告らに対する支払いを拒否すれば、新債券にかかる債務がデフォルトになるという二者択一を迫られています。原告らに対する支払いをすると、原債券の他のホールドアウト債権者が同じような請求をしてくる恐れがあり（それにより同国の外貨準備高が大幅に減少）、新債券保有者への支払に悪影響がある一方、再びデフォルトに陥ることはアルゼンチン経済に大きな混乱を巻き起こすことになります。まさに前門の虎、後門の狼です。

2. 今後の影響

本件命令に対しては、ほかならぬアメリカ合衆国政府が、世界から支持を得ているアルゼンチンの財政再建に対して重大な影響を与えることや、（平たく言うと）一部のホールドアウトによるごね得を許すと今後のソブリン債の債務再編を困難にするとして懸念を表明しているほか、各方面から同様の懸念が示されています。

---

[12] 同 p. 255

[13] *NML Capital Ltd. v. Republic of Argentina*, No.08 Civ. 6978 他

[14] *NML Capital Ltd. v. Republic of Argentina*, 699 F.3d 246 (2nd Cir 2012) pp.258-261

[15] *NML Capital Ltd. v. Republic of Argentina*, 727 F.3d 230 (2nd Cir 2013) pp. 241-249

しかし、連邦高裁の二つのオピニオンを読むと、裁判所はこのような救済は今回の事案に特殊な例外措置であって、その射程は広くないとのメッセージを発しているのがわかります（先例がない”unprecedented”とか、例外的”exceptional”という言葉を使っています。）。判旨は、アルゼンチンについて「比類ないほどに強情っ張りな債務者」（“uniquely recalcitrant debtor”）であり、同じように強圧的な手法で債務再編を行う債務者が現れるとは考えにくいことや、2005 年 1 月以降発行された（NY 州法に基づく）債券の 99%には、債券保有者の（特別）多数決による契約条項の変更について反対債権者を拘束することを可能とする集団行動条項(collective action clause)があるので、本件のような問題は生じるとは考えにくいとしています[16]。実際、この命令が当該事案限りの判断でありその射程は広くないとの論稿もありました[17]。

英米など判例に先例拘束性を認めて法と扱うコモンロー法域において、「〇〇をしなさい」或は「〇〇してはいけない」という命令（特定履行。作為（不作為）義務を履行させること。）は、法律上の救済措置がない（機能しない）場合に、例外的に裁判官の裁量で認められる衡平法上の救済です（比喩で言えば「大岡越前」的な裁き。もちろん実際は適用要件があるので自由裁量ではありません。）。そしてある契約条項違反があったからといって、裁判所が当然にその権限を発動できるわけではなく、両当事者の利益を衡量して便益がコストを上回る場合にしか使われない措置なのです。原債券への支払を違法とする国内の立法措置をとり、長年原債券について一切の支払を拒絶し、債券発行時には（債券の魅力を高めるために）裁判管轄を NY 州裁判所と指定して紛争解決を委ねておきながら、いざ判決が出ればこれに従うつもりはないと公言して憚らないアルゼンチン。契約は守られなければならない、という基本原則はどこかに置き忘れてしまったかのようです。本件でのアルゼンチンの頑なな態度で紛争解決の終わりが見えないことに、アメリカの裁判所が業を煮やしている様子が判旨の行間から伝わってきます。本件命令を出すに至る過程で、裁判所はアルゼンチンが原告らに支払いをしなかった事実だけでパリパス条項違反を認めたわけではなく、その他の事情を認定している点は注意を要します。

裁判所の意図がどうであれ、今後の国債債務再編実務において、一定の影響があるのは避けられないと思われます。というのは、集団行動条項を契約条項に織り込むことが一般的でなかったころに発行された国債もまだ相当数あり、その場合ホールドアウト債権者の問題は依然として残っています。また、本件のパリパス条項の文言が（裁判所が強調したほどに）特殊なものであったと言いうるのか疑問がありますので、他の国債のパリパス条項についても同じような主張が十分にあり得ます。そして、今回の命令が「ハゲタカファンド」たちに強力な武器を与えたことは確かです。同様の手法を用いた訴訟が起こされることは不可避であるほか、この武器を交渉テーブルに持ち出すことで、国側の譲歩を引き出すことにも使われるでしょう。

---

[16] 同　pp. 243-248

[17] The Yale Journal of International Law Online vol. 38“NML v. Argentina and the Ratable Payment Interpretation of the Pari Passu Clause”　Romain Zamour

本件命令の射程の広狭については、今後の判例の蓄積を待つほかありません。

3. 終わりに

新聞等の報道によれば、アルゼンチンは、新債券にかかる債務の利払い資金として、$539M をNY メロン銀行に預託しましたが、2014 年 6 月 27 日、グリーサ判事はこの資金をアルゼンチンに戻すよう命じ、さらに原告らとアルゼンチンに交渉を促しました[18]。本稿執筆時点（2014 年 7 月 6 日）で、原告らに対する支払いはなされておりません。支払期限から 30 日の猶予期間中に、交渉によりデフォルトは回避されるのではとの観測もある一方、NML Capital の関連会社であるエリオットマネジメントの関係者は、アルゼンチンが交渉を拒否していると発表しており[19]、帰趨が注目されます。

なお、国家の主権免除に関わる論点や、本件命令の名宛人ではない金融機関も本件命令に拘束されること、本件命令に先例がないこと、利益衡量の内容など他にも興味深い事柄がたくさんあるのですが、スペースの関係で本稿では取り上げないこととします。

日本の輸出規制～外為法の観点から～　　弁護士　藤田剛敬・田畑千絵

1. はじめに

その輸出、本当に大丈夫でしょうか？

近年、海外との取引が増加している企業や海外進出を考えている企業が増加しています。しかし、海外とビジネスを行う場合、いかなる事業活動を自由にできるわけではなく、特に、日本から海外に対する輸出には制限があります。これは、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、脅威をもたらす活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐ必要があるからです。この目的を達成するために、先進国を中心とした国際的な枠組みを作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っています。

海外との関わりなしではもはや成り立たないビジネスですので、今回は輸出に関してどのような規制があるのかを見ていきます。

[18] Washington Post (online)
[19] Wall Street Journal (online)

2. 輸出に対する規制

(1) 日本における規制の仕方

日本では、貿易に係る管理を、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令に基づき行っています。かかる規制は、武器そのものだけではなく、転用の可能性があるものや、先端的な金属・繊維にまで及びます。また、物品だけではなく、技術も含まれます。さらに、自社の海外子会社や営業所に対する輸出であっても規制が及びます。

物品に関しては輸出貿易管理令、技術に関しては外国為替令により、いかなる物品・技術が規制対象となるか詳細に定められていますが、基本的な判断の仕方は同一です。すなわち、リスト規制、キャッチオール規制、インフォーム要件による規制です。

これらの規制の適用があると判断されると、輸出するためには事前の許可申請が必要になります。

(2) チャートにより判断できる規制

順にチャートを追っていくことによって規制の有無を判断できる規制です。リスト規制及びキャッチオール規制はこのタイプの規制に分類されます。

① リスト規制

リストに記載されている物品・技術に該当する場合には事前の許可申請が必要になります。該当する物品・技術は以下のとおり列挙されています。

物品：輸出貿易管理令、輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

技術：外国為替令、輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

リスト規制に該当する場合は、基本的に事前の許可申請が必要になります。

② キャッチオール規制

リスト規制に該当しない場合、次にキャッチオール規制に該当しないかを判断しなければなりません。リスト規制に該当しなくてもキャッチオール規制に該当すれば、

事前の許可申請が必要です。

(i) ホワイト国か否か

まず、ホワイト国に対する輸出の場合は、キャッチオール規制は課せられません。ホワイト国とは、アメリカ、イギリス等の全 27 か国をいいます。

(ii) 用途要件

次に、輸出対象となる物品・技術が以下のいずれかの用途に該当する場合は、キャッチオール規制の対象となります。
・大量破壊兵器等に用いられる
・特定の地域に対する輸出で、通常兵器の開発等に用いられる

特定の地域とは、アフガニスタン、イラク、北朝鮮等の全 11 か国をいいます。

(iii) 需要者要件

さらに、用途要件に該当しなくても、輸出対象となる物品・技術を、どのような需要者が使用するかという観点から判断されます。大量破壊兵器等の開発等を行う(行った)か、または外国ユーザーリストに該当するかで判断します。該当しなければ規制の対象外となります。
上記のいずれかに該当する場合であっても、これらの者が大量破壊兵器等の開発等以外に用いられることが明らかである場合は、規制の対象外となります。

③ 上記のフローに従って判断し、規制の対象と判断されれば事前の許可申請をしなければなりません。この許可申請は、原則的に、個別の輸出に必要です。但し、手続きの煩雑さやスムーズな事業取引に鑑み、日本企業の子会社向け(50%超資本)に対する一定の品目の輸出、継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出等のいくつかの場面では、輸出に関して包括的な許可を申請することも可能です(申請が免除されるわけではないことにご留意ください。)。
上記フローで許可申請不要と判断され、かつ後述のインフォーム要件による規制に該当しなければ、許可申請が不要となります。

(3) <u>インフォーム要件による規制</u>

インフォーム要件による規制は、上記⑵チャートにより判断される規制の適用の有無にかかわらず、別途、適用の有無を判断されます。すなわち、リスト規制及びキャッチオール規制が課せられない場合でも、インフォーム要件により事前の許可申請が必要となる場合があります。

本規制では、以下のいずれかの通知を経済産業大臣から受けている場合に許可申請が必要となります。

① 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるおそれがある
② 通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある

許可申請を行い、これらのおそれが払拭された時に限って輸出が許可されます。

3.おわりに

これらの規制が適用されず事前の許可申請が不要とされたものについては、その後の届出等も法令上義務とされていません。もっとも、輸出に際しての税関手続きで許可申請を不要と判断した理由を問われることがあります。その場合に備えて、判断の適正をいかに確保できているかを証明するために、輸出者に対しては「客観要件確認シート」に記載し、管理しておくことが推奨されています。

輸出に関して適正に管理することで、海外進出によるさらなる事業拡大を図ることができますし、一方で、基本的な管理を怠ると思わぬ落とし穴となってしまうことがあります。輸出規制に関してご不明な点がありましたら、早急に解決する必要がありますので、ご連絡ください。

財産が少ないほど揉める相続問題　　弁護士　金子典正

1.はじめに

前々回、前回と相続に関する話題を取り上げて参りました。

ご覧頂いている皆様の中には、「ウチにはそれほど財産もないから、相続で揉めることはないだろう」と思われている方も少なくないと思います。確かに、相続財産が少なければ、非課税枠との関係で『税』に関する問題は発生しないことがあります。ただ、平成 25 年度税制改正において、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から基礎控除の額が以下のとおり変更され、相続税の対象となる方の割合が増加することになりますので、注意が必要です。

【概略】 現行　:5000 万円＋1000 万円×法定相続人の数
　　改正後:3000 万円＋600 万円×法定相続人の数

しかし、相続財産が少ない場合に問題となるのは、『税』ではなく相続にまつわる『法律』問題なのです。

2. 主な相続財産が自宅（土地・建物）だけという場合

多くの相続財産を保有している場合、相続問題が深刻化する可能性が高いが故に、逆説的ではありますが、事前に専門家の助言を求め、遺言書を作成する等の十分な対策が施される結果、紛争が抑止される傾向があります。

他方、相続財産が少ない場合、通常、事前に専門家の助言を得るようなことはなく、いざ、相続が開始した時点で、問題が顕在化し、親族間に取り返しのつかない心の溝を生み、骨肉の争いに発展してしまうことも少なくありません。

特に、問題となるのが、主な相続財産が、亡くなった方が所有していた自宅のみであり、かつ、その自宅に相続人の１人が同居しているような場合です。

遺言書がない場合、例えば、兄弟姉妹であれば、法定相続分は平等となりますが、その自宅を物理的に切り分けるわけにもいきません（法的には「共有」することが可能ですが、問題の根本的解決につながりません）。他方、売却して代金を等分すると

いうことになれば、生活の基盤を失う同居の相続人の猛反発があることは必須です。

そうかといって、自宅を同居の相続人の単独所有にして、他の兄弟姉妹の相続分がゼロというのでは納得されないことが多いでしょう。

さらに、同居の相続人の立場になれば、長年、亡くなった方の世話をしてきたにもかかわらず、親元から離れて独立した他の兄弟姉妹と相続分が同一ということは、頭では理解されていても、わだかまりが残るのではないでしょうか。この点、「寄与分」という法律用語をご存知の方も少なくないと思います。しかしながら、一般の方の認識と異なり、「寄与分」（民法 904 条の 2）は、亡くなるまで長年に亘って親の面倒を見ていたという程度では裁判上認められないとお考え頂いた方が宜しいかと存じます。

加えて、最終的な決着には、遺産分割協議による全員の合意が必要となりますが（相続人間の任意の協議が困難であれば、裁判による強制的な解決に移行することになり、最終的な解決までに数年かかることもあります）、この間、原則として、不動産の名義変更をすることも、故人名義の預金を引き出すこともできなくなります。

3. 公正証書遺言のすすめ

上記のような相続に関する紛争の早期円満解決は、相続が起きてからでは間に合わないと思って下さい。紛争を未然に防ぐためには、何より、相続財産に関する故人の意思を明確にし、これを相続人に伝え、相続人間でよく話し合うことが必要です。そのためには、生前に遺言を作成することが何より重要です（当事務所としては「公正証書遺言」の作成を推奨します。詳しくは、前々回のニューズレターをご覧下さい。）。

遺言を残すことにより、残された親族が無用な相続争いで傷つけ合うことを防ぐことができ、法律の範囲内で、適切・妥当と考える相続財産の分配を指定することもできます（前述した同居の親族に対する配慮に法的効果を持たせることが可能となります。）。

さらに、遺言には、法的拘束力や強制力を持つ相続財産の指定方法以外に、「付言事項」を併せて記載することができます。「付言事項」とは、指定の基準になった故人の思い等を記述するものであり、例えば「長男夫婦には、〇〇、××など大変世話になった。その点を考慮して相続財産の分配を決めた」といったものであり、その理由自体に、法的拘束力や強制力があるわけではありません。 しかしながら、「付言事項」に書かれた故人の気持ちは間違いなく残された親族に届くことになりますし、故人の最終的な意思を示すものとして、残された親族に対する道義的な効果を期待することができます。

4. まとめ

これまでもご案内いたしましたとおり、当事務所には、遺産相続について豊富な実務経験を有する弁護士が多数在籍しており、そのような実務経験に裏付けられた予防法務の観点から、適切なアドバイスをご提供することが可能です。

また、上記のとおり、相続問題には税の問題も密接不可分にかかわってくるところ、ご依頼者様の相続財産の規模に応じた適切な税理士、会計事務所をご紹介し、他の機関と協力してご依頼者様の相続問題を一括して解決することも可能です。

初回相談は 30 分間まで無料で対応いたしますので、まずは、担当弁護士中西・金子までお気軽にお声掛け下さい。

編集後記

ワールドカップも終わり、早朝でも蝉の声がきこえるようになりました。いよいよ夏到来の予感です。 ここ数年、猛暑が続いていましたが、そろそろこの季節を楽しむ工夫をしたいと考えています。

熱中症などには十分ご留意され、充実した毎日をお過ごしください。

（ニュースレター編集チーム）

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105

E-mail：info@halaw.jp ／ URL：http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。